

所 陵

ISSN-0913-1906

No. 28

関西大学考古学等資料室彙報

平成 6 年 3 月 30 日発行



中央アンデス地帯出土チャビン土器（前900～前200年頃）

目 次

磯長と檜隈——7世紀の造陵墓地——（補記）	2
清の東陵・西陵	4
近畿地方の大学附属博物館施設	6
赤間硯について（平成5年度新収資料）	8
関西大学博物館設立について	10
関西大学博物館規程及び細則	12
第3回・4回「考古学入門講座」について	15

関西大学考古学等資料室

〒564 大阪府吹田市山手町3丁目3の35

Tel 06-388-1121（内線3341）

磯長と檜隈

— 7世紀の造陵墓地 — (補記)

網 干 善 教

飛鳥に都が営まれていた7世紀の時代を大化改新あたりで前・後に分けた場合、前半すなわち「飛鳥前期」は推古天皇を中心とする時代、これに対して「飛鳥後期」とする後半は何といっても壬申の乱に戦勝し、権力を掌握して、政治的には律令体制の確立へと向った天武天皇の時代であることはいうまでもない。換言すれば飛鳥時代の権力の中枢は前半は推古天皇を、後半は天武天皇を中心に展開していたということになる。

かつて、『横田健一先生還暦記念日本史論叢』に「七世紀における造陵墓地について」(昭和51年9月)と題して論考を試みたことがある。その要旨は文献上からみて飛鳥時代の天皇及び皇后、皇子、妃らの陵墓がどこに築造されたかを考え、その地が選ばれた政治的、社会的背景の意味を通じて、7世紀の歴史に対する認識と問題を整理してみようと意図したものであった。その結果、7世紀代の造陵墓地は磯長・押坂・近江と飛鳥の4地域に限定されることになり、系譜的にそれぞれの地域に造陵墓される天皇、されない天皇(例えば崇峻・孝徳天皇など)のあることを検討し、その理由を説明してみた。そうしたことにより、それらの地域での造陵墓の主導的権力をもったのは、磯長は推古天皇、押坂は舒明天皇、近江は天智天皇、飛鳥は天武天皇であると考えた。

考古学の研究、特に古墳時代に関心をもつ1人として磯長や飛鳥檜隈を訪れることが多い。特に飛鳥の地域は長年にわたるフィールドでもある。それにつけて思うことは、磯長の地域においては推古陵が最もすぐれた地形を選んで築造されており、飛鳥檜隈では天武陵が最高の立地を選択し、築造されている。それは磯長や檜隈を廻ぐるとき、両者は一際、孤高を持するように感じることがある。

『記紀』によると磯長に陵墓を築造したのは石姫からはじまる。崇峻紀4年4月条の「葬譯

語田天皇於磯長陵。是其妣皇后所葬之陵也」とあって、天皇陵としては敏達天皇にはじまる。いうまでもなく広姫の亡き後の敏達天皇の皇后は推古天皇である。すなわち先帝であり、夫であった敏達天皇を広瀬の殯宮から磯長に移したのは推古天皇ということになる。

その後、用明天皇、竹田皇子、聖徳太子、穴穂部間人皇女、膳夫娘、推古天皇らがこの磯長の地に築陵されている。これは系譜的に蘇我氏系の血統をひく一族がここを造陵墓地としているといえる。

このように考えてみた場合、問題があるのは天皇ではないが蘇我馬子の墓である。推古紀34年5月の条に「大臣薨。仍葬于桃原墓。」とある。この「桃原墓」を大和飛鳥に所在する石舞台古墳とする説がある。但し「桃原」に関しては雄略紀7年是歳の条に天皇が伴大連守屋に詔し、東漢直掬に命じ新漢陶部高貴らを上桃原・下桃原・真神原の三所に遷居させたとある。この桃原が河内国石川郡とする説と大和国の石川乃至は石舞台古墳を桃原墓と考えてその所在する辺りを桃原と考える説がある。私見では上桃原・下桃原と並んで真神原とあることや、馬子の薨去と桃原墓に葬る記事に続いて、馬子にかかわる記載のなかに飛鳥河の傍の家や嶋の



河内磯長の推古陵

池のことが記されているから、大和飛鳥地域と考え方がよいのではないかと思う。

そうすると馬子の墓を磯長に築かずに馬子の場合はその権力の中核である飛鳥に築いたかということになる。これについてはやはり飛鳥との強い関係があると考ええる。例えば仏教受容にあたり向原の宅を寺と為したこと、飛鳥真神原に法興寺を建立したこと、そして推古紀34年5月の条の「家於飛鳥河之傍。乃庭中開小池。仍興小嶋於池中。故時人曰嶋大臣。」とあり、「嶋大臣」と称された池と嶋と桃原の結びつきがあり、馬子は飛鳥から離れることのできない事情があったと考える。同じことは欽明天皇の場合にいえる。推古紀20年2月の条の「改葬皇太夫人堅塩媛於檜隈大陵。」など蘇我系のなかで馬子と時の権力と結びついた一族は飛鳥と強いかかわりをもっていたと理解できよう。そうしたことが飛鳥とその周辺に築墓されることになった。

もう1人は崇峻天皇である。系譜的には磯長の地に葬られるべき天皇であるが、押坂に葬られている。これはいうまでもなく崇峻紀5年10月の条に「招聚儻者。謀弑天皇。」とあり、11月に「乃使東漢直駒。弑于天皇。是日、葬天皇于倉梯岡陵。」とある。

さらに逆の立場の1人は孝徳天皇である。この天皇は系譜的には蘇我氏ではないが、難波宮における中大兄皇子（天智）や大海人（天武）皇子らに反抗したことが知られる。そうすると押坂は天智・天武天皇の父の舒明天皇の陵墓地であるから結局磯長に帰結することになる。このように考えてみると磯長は飛鳥前期の蘇我氏系の天皇とその一族の造陵墓地で主導権を握っていたのは推古天皇ということになる。

一方、飛鳥檜隈はどうであろうか。いうまでもなく檜隈の地は飛鳥京、特に飛鳥浄御原宮の西方、若しくは西南方、藤原宮の南方の隣接地である。文献上から造陵墓は先述の欽明天皇・堅塩媛の合葬陵、吉備姫王、天武・持統天皇、文武天皇、さらに地域を拡大すれば草壁皇子陵や斉明天皇陵までふくまれる可能性がある。

この地区における7世紀代の築造と推定する古墳を挙げると岩屋山古墳、牽牛子塚、高松塚、マルコ山古墳、キトラ古墳、束間神古墳、中尾山古墳などが集中する。鬼の雪隠・姐も同じ1基である。菖蒲池古墳もふくめてよいだろう。



飛鳥檜隈の天武陵

ところで島宮を拠点として壬申の乱に勝利し飛鳥浄御原宮を造営した天武天皇はその西方隣接の檜隈に埋葬された。造陵は当時皇后であった鸕野讃良皇女、後の持統天皇である。持統天皇も火葬の後、檜隈大内陵に、佐田丘には草壁皇子が、文武天皇もまた火葬の後に檜隈安古岡陵に葬られた。但し、ここには「聖なるライン」も「聖なるゾーン」も存在しない。

天智天皇、天武天皇は系譜的には欽明天皇・石姫、敏達天皇・息長真手王の娘広姫、押坂彦人大兄皇子・糠手姫皇女（嶋皇祖母命）、舒明天皇・皇極（斉明）天皇、そして天智・天武天皇と続く。この血統は非蘇我氏系であり、それ故に蘇我宗家蝦夷・入鹿父子を誅して大化改新を断行し得たのであった。これによって蘇我氏の「嶋」の伝領は中大兄皇子側によって没収され、これが後に天武天皇に継承され、いわゆる「嶋宮」の基盤をなすものとなった。それ故に壬申の乱の拠点はここに置かれることになる。嶋宮はその後、奈良時代に至るまで重要な役割をもつことになる。持統天皇以後は文武・元明・元正天皇と蘇我倉山田石川麻呂の娘たちを母とする血統に継承される。こうした皇統と財力に支えられた飛鳥後期の陵墓はこの飛鳥檜隈の地に営まれた。

このように考えてみれば、飛鳥前期は蘇我馬子を権力を背景とした推古天皇の磯長であり、飛鳥後期の檜隈は非蘇我若しくは反蘇我宗家の息長、押坂系の天武天皇、そしてかつて蘇我宗家の粛清に加担した蘇我倉山田石川麻呂系の血統を引く持統、岡宮、文武天皇らの造陵墓であったことが考えられよう。

清の東陵・西陵

松 浦 章

I

1644年に長城の山海関より関内に入り華北のみならず中国全土を支配した満洲民族の清朝の皇帝は、入関以降は北京近郊に陵墓を造営した。入関前の太祖ヌルハチの陵は福陵、通称東陵と太宗ホンタイジの陵は昭陵、通称北陵とは遼寧省の瀋陽にある。しかし、入関以降の順治帝以後の帝陵は北京近郊の東陵、西陵かのいずれかの地に造営された。

東陵は北京から東北の方角約120キロ河北省遵化県にあり、世祖順治帝の孝陵が最初に、続いて子供の聖祖康熙帝の景陵、そして高宗乾隆帝の裕陵、文宗咸豊帝の定陵、穆宗同治帝の惠陵等が造営された。東陵には5人の皇帝と15人の皇后等計157名が埋葬されている。

他方、西陵は北京から西南約125キロ河北省易県にある。西陵には、世宗雍正帝の泰陵、仁宗嘉慶帝の昌陵、宣宗道光帝の慕陵、徳宗光緒帝の崇陵等がある。西陵には4人の皇帝と9人の皇后等計76名が埋葬されている。

ラストエンペラー宣統帝溥儀は1967年10月17日に中国人民として亡くなったので北京市の八宝山公墓に葬られている。

II

東陵は北に昌瑞山を中心とする山並みを背景に、東は馬蘭峪の起伏と西は黄花山に囲まれた2500平方キロの広大な墓域に、順治帝の孝陵を中心として造営されている。

光緒『欽定大清会典事例』巻四二八、礼部、大祀、陵寢一に「(康熙)二年、建世祖章皇帝陵於直隸遵化州之鳳臺山、称孝陵。世祖章皇帝、

孝康章皇后、孝獻皇后同日安葬地宮、封鳳臺山為昌瑞山」とあり、『聖祖実録』巻八、康熙二年正月己亥(三〇日)の条に「工部題、營建孝陵於二月十五日開工」とあるように、康熙二年(1663)二月十五日に孝陵(写真①)の地宮(地下宮殿)に順治帝と二人の皇后との棺を埋葬し、廟等の建築が鳳臺山山麓において開始されることが知られる。孝陵の造営以降、鳳臺山が昌瑞山と称されて現代に及んでいる。

孝陵が順治帝の死後に造営されたのに対して、康熙帝の景陵は康熙十五年(1676)に孝陵の東南約0.5キロの地で造営が始まり康熙二十年(1681)に完成した。景陵(写真②)は未開放で廟内は見学できないが石像などから精巧な造りであることが知られる。

III

西陵は易県からさらに西5キロ離れた永寧山の山麓の800平方キロの地に造営された。

西陵に最初に造営されたのは雍正帝の泰陵(写真③)である。光緒『畿輔通志』巻十四、帝制紀十四、陵寢によれば、雍正帝の泰陵は易州の西三十里の太平峪にあって、この地は雍正八年(1730)に怡賢親王と两江総督の高其倬とに北京の西南の山麓を調べさせて「万年吉地」として選び、同年の八月十九日に造営を開始したとある。『欽定大清会典事例』巻四二九、陵寢二に「乾隆元年、封太平峪為永寧山」とあるように、乾隆元年(1736)以降は永寧山と呼ばれている。雍正帝が易州に自己の陵を造営したことは、父子分葬を始めたことになるが、以降の



写真① 孝 陵



写真②景陵

皇帝がこの方式を厳密に遵守したものでないことは、嘉慶帝と道光帝父子は西陵に、咸豊帝と同治帝父子は東陵に埋葬されていることから知られる。雍正帝が西陵に陵を造営したため、父子同葬の〈昭穆之制〉から乖離することになり諸説を生じた。一説には雍正帝が父康熙帝を毒殺したため、父との同葬を恐れたのだと言う。清朝皇室の謎の一つとされている。

IV

雍正帝の子乾隆帝の陵は孝陵の西1キロ余りにある勝水峪に造営されている。『畿輔通志』巻十四によれば、乾隆八年（1743）二月に、勝水峪に造営を開始し十七年（1752）には完成したようで、乾隆帝より先に亡くなった孝賢純皇后がその年に埋葬され、四十年（1775）には孝儀純皇后が埋葬された。嘉慶四年（1799）三月に嘉慶帝の旨により同陵は裕陵と呼ばれることになる。裕陵の完成には銀二〇三万両を要した。裕陵の〈地宮〉すなわち地下宮殿は開放されており見学ができる。裕陵の地宮は、明十三陵のなかで地宮が唯一開放されている萬曆帝定陵の地宮よりは深くはないが、壁面の彫刻は明定陵には見られないものであり（写真④）、中華帝国の最繁栄時期の皇帝の陵墓であったことを偲ばせる。裕陵の地宮が開放された一因は盗陵にある。1928年8月下旬に国民革命軍十二軍軍長孫



写真④裕陵・地宮

殿英等の配下によって、裕陵と西太后の定東陵の地宮が盗陵された。西陵では光緒帝の崇陵も1938年に地宮が盗陵され内部が知られる。

V

北京の中心部にある故宮西華門内の中国第一歴史檔案館に一千万点と言われる膨大な文献史料等を保存し、また北京近郊の東陵、西陵に皇帝陵という考古学遺跡を保存している意味で清朝史の研究は、中国の王朝史研究の中でも希有な位置にあるであろう。今回は関西大学の平成5年度在外研究調査研究員として、また中国社会科学院近代史研究所訪問学者として半年間北京に滞在する機会を与えられたため、東陵・西陵の両方の遺跡を参観でき若干の報告を試みた。

＜参考文献＞

- 于善浦氏編著『清東陵大観』河北人民出版社、1985年5月。
- 于善浦氏等著『清東陵』唐山文史資料第九輯、1991年5月。
- 清東陵文物管理处『清東陵』紫禁城出版社。
- 『清西陵覽勝』河北美術出版社、1987年3月。
- 許鳳閣氏編『清西陵及易県風光導游』中国鉄道出版社、1988年1月。
- 清西陵文物管理处『清西陵』河北美術出版社、1993年6月。



写真③ 泰 陵

近畿地方（愛知・三重県を含む）の大学附属博物館施設

はじめに

平成4年度（1992）末のわが国における博物館数は2991館という数字がでている【『博物館研究』平成6年3月発行・29巻3号】これをみると博物館法による登録博物館が614館、相当施設228館、その他2149館である。また館の種別をみると総合博物館136館、郷土博物館448館、美術系博物館585館、歴史系博物館1298館、自然史系博物館133館、理工系博物館143館、動物園77館、水族館69館、植物園72館、動物園、水族館、植物園を兼ねた館30館となっている。このうち設置者別にみる「大学附属博物館施設」は相当施設として登録されており、228館中大学附属博物館施設は38施設である。またその他として28施設があり、66施設が大学附属博物館施設ということになる。

わが国の博物館園において相当施設を含む登録施設は842館であり、2,149館は未登録博物館である。

関西大学においても博物館設立を永年希望しており、機会ある如にPRしてきたが、なかなか諸問題があり同一歩調が得られなかったが、このたび設立要望書を学長に提出し、全学的な賛同が得られ、平成6年4月1日をもって設立されることになった（10ページ参照）その為近畿地方における大学附属博物館を調査したのでここに報告しておく。誌面に限りがあるので館の名称、所在地、電話番号、特徴等の紹介のみとなった。

南山大学人類学博物館

住 所 〒466 名古屋市昭和区山里町18
電 話 (052) 832-3111
開館時間 9時30～16時30分（月～金曜日）
9時30～12時30分（土曜日）
所要時間 約30分 無料
休 館 日 日曜日、祝日、大学事務休日及び2月・8月
交 通 JR東海道線名古屋駅下車市バス妙見町行八事日赤病院前下車徒歩5分
地下鉄鶴舞線いりなか下車徒歩15分

愛知県立芸術大学法隆寺金堂壁画模写展示館

住 所 〒480-11 愛知県愛知郡長久手町大字岩作字三ヶ峯1-1
電 話 (0561) 62-1180
開館時間 10時～16時
所要時間 約20分
休館日が多いので見学する場合前もって問合せをすること

皇學館大学神道博物館

住 所 〒516 伊勢市神田久志本町1704
電 話 (0596) 22-6471
開館時間 月～金 9時～16時 土曜日 9時～12時
所要時間 約40分 無料
休 館 日 日曜日、祝日、振替休日、神宮神嘗祭（10月17日）12月28日～1月4日、創立記念日（4月30日）
交 通 近鉄宇治山田駅前下車三交バス外宮内宮巡回バス皇學館大学前下車徒歩5分

滋賀大学経済学部附属史料館

住 所 〒522 彦根市馬場1-1-1
電 話 (0749) 22-5600
開館時間 9時30～16時
所要時間 約30分 無料
交 通 JR東海道線、近江鉄道彦根駅下車長浜行バス12分柴町下車

京都大学文学部博物館

住 所 〒606 京都市左京区吉田本町京都大学内
電 話 (075) 753-2721
開館時間 春・秋冬2ヶ月間公開 期間中月～金曜日
9時30～16時30分 土曜日 9時30～12時
所要時間 約1時間 一般220円、高大生170円
交 通 京都駅、河原町駅、出町柳駅より市バス百万遍停留所下車1分

京都市立芸術大学芸術資料館

住 所 〒610-11 京都市西京区大技杵掛町

13-6

電話 (075) 332-0701
開館時間 平日 9時～16時30分
土曜 9時～11時45分
所要時間 約15分 無料
休館日 日曜、祝日、7月1日、展示替期間
交通 阪急桂駅東口、J R京都駅 京都交通バス亀岡、園部行芸大前下車

新島先生遺品庫

住所 〒602 京都市上京区今出川烏丸東
入ル玄武町601 同志社大学内
電話 (075) 251-3042
開館時間 10時～16時
所要時間 約30分 無料
休館日 展示替期間、不定期につき電話で問合せのこと
交通 京都地下鉄烏丸今出川下車徒歩5分

大阪音楽大学楽器博物館

住所 大阪府豊中市名神口1-4-1
大阪音楽大学K号館内
電話 (06) 865-0545 直通 (06) 865-1509
開館時間 10時～12時 13時～16時
所要時間 約1時間 無料
休館日 3月21日～4月9日、7月21日～9月9日、12月21日～1月9日
土、日、祝日、10月15日（創立記念日）
交通 阪急宝塚線庄内駅より②、④系バス
上津島下車、庄内駅より徒歩25分

大阪市立大学理学部附属植物園

住所 〒576 大阪府交野市私市2000
電話 (0720) 91-2059
開館時間 9時30～16時30分
所要時間 約2時間 大人300円、子供150円
休園日 月曜日（ただし祭日は開館）
交通 京阪電鉄交野線私市駅下車徒歩7分

大谷女子大学資料館

住所 〒584 富田林市錦織志学台
電話 (0721) 24-0381
開館時間 10時～16時
所要時間 約30分 無料

休館日 日曜日、祝日
交通 近鉄長野線滝谷不動駅下車徒歩7分

京都大学農学部附属農場 古曾部温室

住所 〒569 大阪府高槻市古曾部町2-30
電話 (0726) 85-0221
開館時間 9時～17時（土曜日は12時迄）
所要時間 約40分 無料
休園日 日曜日、祝日、12月28日～1月4日
交通 阪急電鉄高槻市駅徒歩15分

神戸商船大学海事資料館

住所 〒658 神戸市東灘区深江南町5-1-1
電話 (078) 453-2332（内線261）
開館時間 9時～16時（土曜日は午前中開館）
所要時間 約30分 無料
休館日 日曜日、祝日、12月28日～1月4日
交通 阪神電鉄深江駅下車徒歩10分

天理大学附属天理参考館

住所 〒632 奈良県天理市布留町1
電話 (07436) 3-1511（内線7463）
開館時間 9時～16時
所要時間 約1時間 無料
休館日 12月28日～1月4日、4月28日
交通 J R桜井駅、近鉄天理駅徒歩25分

京都大学理学部附属瀬戸臨海実験水族館 （京都大学白浜水族館）

住所 〒649-22 和歌山県西牟婁郡白浜町
電話 (0739) 42-3515
開館時間 9時～17時
所要時間 約50分 大人350円
休館日 12月29日～1月3日
交通 J R紀勢本線白浜駅明光バス、臨海
下車徒歩2分

大阪商業大学谷岡記念館

住所 〒577 東大阪市御厨栄町4-1-10
電話 (06) 781-0381（内線316）
開館時間 9時～16時30分
所要時間 約30分 無料
休館日 日曜、祝祭日、創立記念日（2月15日）、年末年始
交通 近鉄奈良線小坂駅徒歩5分

——赤間硯について——

角 田 芳 昭

平成5年度新収蔵資料として「赤間硯」を購入したので紹介したい。

「硯」は墨を磨って書画の揮毫に供する用具で文房四宝の内の一種、墨をする石を硯・研、あるいは硯（研）台と称し、形状はふつう方形、長方形であるが、別に円（猿）面形、風字形、動植物を形どったものがある。硯面には墨をするおか（墨道）、墨汁をためるくぼみ（墨池）を彫り込み、さらにその周辺に細かな彫刻を施したものがある。実用的なものと装飾を施した鑑賞用のものもある。硯材についても各種のものが工夫されており、変成岩、粘板岩、輝緑凝灰岩などの石類、翡翠、黄玉、瑪瑙、白玉などの硬玉類、木、竹、紙、漆などの植物性硯材、金、銀、銅、鉄などの金属類、陶、瓦、埴、澄泥などの焼成類など多種類がある。

わが国の硯は『和名類聚抄』の中に「須美須利」とあり、平安時代初期には「スミスリ」と

呼ばれていたが『源氏物語』『枕草子』には「すずり」と記されており、この頃より以降はスズリの語が一般的に使われ今日に至っている。出土品で著名なものは奈良市平城京跡より出土した「蹄脚円面硯」で陶製の円型である。伝世品としては正倉院宝物の「青斑石荘硯」で風字硯である。また中国渡来の唐三彩円面硯、鞍馬寺経塚出土の石硯・鶴岡八幡宮伝来の石硯などが記録にある。石硯が硯の主流を占めるのは鎌倉時代以降である。日本の石硯として著名なものは、高島石（虎斑石、滋賀県産）・赤間石（山口県産）・雨滝石（山梨県産）などがあり、他に鳳足石・田の浦石・若田石などが知られている。中国のもととしては古来より文人・鑑賞家の間で次のごときものが愛玩されている。端溪硯（広東省広州西方、斧柯山・羚羊峡一帯、唐代より採掘）歙州硯（安徽省の東南端、歙県、唐代より採掘）、洮花緑石硯（甘肅省南部、臨洮府、洮



赤間硯（七星硯・下井昭龍山作）



裏面（「蘭亭序」文）40×29cm

河の河中から採掘、漢代より硯にしたと伝える）などである。

赤間硯の歴史は古く平安末期頃より、既に諸国に売渡しており、寛保元酉の年（ ）には公許を得て諸国に売り込んでいた。鎌倉の鶴岡八幡宮に源頼朝が進献したと伝えられる蒔絵物の硯箱に収められた硯石2面は、近年の鑑定で赤間硯であることが判明した。室町時代より徳川期に入っては『長崎行役日記』長久保赤水『西条一代男』大田南畝『長崎紀行』『九州道紀行』などに赤間硯の記事が見える。山口県特産品としての「赤間硯」は中国の端溪硯と双壁をなすといわれるように全国に知られている。材質が堅く緻密で、石眼や美しい紋様があり、しかも粘りがあるため細工がしやすく硯石として優れた条件をもっており、むらなく鋒鏗^{ほうけい}があり密立しているので、よく磨墨、発墨し、得墨も早く、さらっとのびのびの良い墨汁を得ることができることである。

硯のかたちは数多く自然のものから、種々の彫刻を施した優美な姿のものまであります。角硯、丸硯は重量感のある実用を兼ねた愛好品であり、野面硯は原石の形を生かした大胆な造形と自然の美しさがあり、また蓋付に見える彫刻は赤間硯のもっとも魅力ある細工です。

博物館開館記念としてこの「赤間硯」を購入するため現地へ赴き製造販売されている「くすのき製硯」（伝統工芸士 下井昭竜山氏）を訪問した。山口県厚狭郡楠町万倉岩滝に工場があり、多数の製品が展示されていた。どれも美術的価値の高いものであるが、中でも数段大きく重厚な硯が目についた。縦40cm、横29cm、厚さ55cmのもので七ツの石眼があり、茶褐色と緑色の縞模様があり、妖しく光っており妙に引きつけられた。それを購入することにし、裏面に著名な「蘭亭序」文を彫刻してもらうことにした。



側面（厚さ5.5cm）

作者の下井百合昭氏は昭竜山の号で多数の赤間美術硯を製作されており、昭和52年「伝統工芸士」に認定され、また多くの受賞歴を誇られている大家である。伝統工芸士とは、伝統法に基づき通商産業大臣が指定した「伝統的工芸品」あるいは「伝統的工芸材料・用具」の産地において、高度な伝統的技術・技法等を有する経験年数20年以上の技術者のうち、産地ごとに実施する認定試験に合格し、伝統的工芸品産業振興協会に設けられた認定中央委員会における審査を経て、伝統的工芸品産業振興協会会長から「伝統的工芸士」として認定されたもので、平成5年度末に3,335名が認定されている。赤間硯作家は現在5名の「伝統工芸士」が認定され製作に励んでおられる。

「蘭亭序」とは中国東晋の時代、永和九年(353)3月3日会稽の知事として赴任した王羲之^{おうぎし}によって詩会と園遊会をかねた催しが始められた。会稽山の麓に位置した名勝の地「蘭亭」に当時の名士41人が招かれ、曲水に酒盃をうかべ、みな詩をつくらねばならなかった。詩ができないと罰盃を飲まねばならなかった。この会で16人が詠じ、罰杯を受けた者が15人あったといわれます。ここで詠じられた作品が『蘭亭集』として1冊にまとめられ、王羲之の前序と孫綽による後序が付けられています。この羲之の前序が世にいわれる「蘭亭序」といわれるものです。この風景を硯に刻んだものが「蘭亭硯」といわれるもので、曲水の流れを硯の池にみたて、橋をかけたり樹木をあしらったり、亭に座る王羲之の姿を彫ったりしています。方形、楕円形でお厚いものが多く、実用硯というよりも鑑玩とされるものが多い。本学博物館開館を記念して序文を硯の裏面に彫刻していただいた。後日この硯が届き赤間七星硯と銘名されており、素晴らしい出来栄であつた。この硯を中心に文房四宝といわれる筆、墨、紙も若干展示しています。第2展示室の文書展示コーナーにあるので見学下されば幸いです。今後も文房四宝に関する資料を継続収集していきたいと考えています。

関西大学博物館設立について

学内における設立協議

関西大学博物館設立について平成5年10月5日付の要望書が学長へ提出され、全学をあげて前向きに検討していくことになった。それより先き考古学等資料室管理運営委員長より文学部長宛設立についての要望は次のとおりの文面である。

関西大学博物館（仮称）設立について（要望）

昭和29年4月本学に考古学研究室が現在の簡文館3階へ設置されて以来、資料収集・整理保管及び充実発展に努めて参りました。その結果歴史、考古、民俗並びに美術工芸資料等、所蔵資料は1万数千点に達し、質量ともに学界から高く評価されており、教育研究活動及び社会教育に活用されております。

昭和49年岩崎記念館（大学院学舎）4階へ考古学等資料室を設立、移転し、学内公開も行つて参りました。その後昭和60年簡文館が改装され再び移転致しました。展示室、事務室、收藏室、実習室、作業室等2,000㎡のスペースとなり、博物館設置条件を満たすことが可能となり「博物館相当施設」（大学附属の場合は国公立とも相当施設として登録）として申請できる条件がそろいました。以来資料室管理運営委員会において博物館設立について検討され、一般公開について準備してまいりました。

校友会スプリングフェスティバル、教育後援会総会、公開講演会等の折の見学者より早く一般公開して欲しいと要望がなされており、また

学生のなかにも要望が出ております。平成5年6月25日開催の資料室管理運営委員会において、博物館として設立、一般公開し、教育研究と社会教育に寄与すべきであるとの結論に達し、設立要望書を提出することが決まりました。

平成6年は資料室開設40周年であり、また第2部の千里山移転に伴う学内環境整備の一環としても是非考古学等資料室を発展的に改組し、博物館として設立していただく、別紙のとおり要望するものであります。

また、「関西大学博物館（仮称）規程」（案）を添付させていただいておりますことを申し添えます。

以上

これをうけて、11月17日の各学部教授会において設立について承認され、ついで大学院委員会においても了承された。つづいて12月1日の学部長会議において、設立について各学部教授会において了承されたことが報告された。平成6年1月19日に大学協議会の承認を得た上で、1月28日には大学理事会において考古学等資料室を発展的に改組し、博物館として設立することが承認された。同時に規程についても承認され、制定日を平成6年1月28日とすることになった。一般公開するについては諸手続が必要であり、書類作成について大阪府教育委員会文化財保護課と協議した。

手続申請書類

博物館相当施設として申請登録するには多数の手続書類が必要であり、最低14種類を作成しなければならず、特にその中の資料目録については詳細を必要とする。申請書類として

- ①施設指定申請書（設置者・設立年月日・施設名・所在地等）
- ②寄付行為の写（法人の定款・学則等）
- ③館則
- ④館則施行細則
- ⑤建物明細書（直接当該施設の用に供する面積）
- ⑥土地明細書（直接当該施設の用に供する面積）



博物館全景

- ⑦当該年度事業計画書（公開展示・整理・調査研究・講演会・出版物の刊行・図書の閲覧等）
- ⑧当該年度予算書（主要項目費の収支状態）
- ⑨博物館資料目録 A 絵画、B 彫刻、C 工芸品、D 書籍・典籍・古文書、E 考古、F 民俗文化財、G その他 ア産業史、イ自然科学、ウ図書、エ出版物目録
- ⑩館長及び学芸員の氏名（常勤、非常勤の関係者全員）
- ⑪⑩における学芸員資格証明書（常勤のみで可）
- ⑫建物図面（直接当該施設の用に供する図面）
- ⑬土地図面（直接当該施設の用に供する図面）
- ⑭風景写真（博物館全景・展示室風景の2葉）
- ⑮参考資料（重要文化財・重要美術品指定書・刀剣登録証・資料調査カード等）

以上の申請書類に必要事項を記入し、申請書類一括として提出する。提出時に「開館記念ポスター」「絵はがき」「図録」「リーフレット」等が完成しておれば、これらも提出する。また『紀要』『資料目録』など設立条件にプラスする資料があれば参考資料とし提出する。

博物館相当施設指定基準要項

博物館に相当する施設の指定については、昭和46年6月5日付、文社第22号都道府県教育委員会教育長宛、社会教育局長通知として、元来文部大臣が行なってきた博物館に相当する施設の指定は、国が設置する施設を除き、当該施設の所在する都道府県の教育委員会が行なうことになった。そして施設指定審査要項が次のように示されている。

1. 施設

- (1) 総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について。
 - ア 建物はおおよそ132㎡以上の延面積を有すること。
 - イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。
- (2) 動物園、植物園について。
 - ア おおよそ1,320㎡以上の土地があること。
 - イ 動物収容施設、植栽園、事務室等が

整備されていること。

(3) 水族館について。

ア 展示用水槽が4個以上でかつ水槽面積の合計は360㎡以上であること。

イ 放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

2. 資料

(1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であっても良いこと。

(2) 所蔵資料は整理分類され保管されていること。

3. 職員

職員は一般職員のほか、専門的職員として学芸員及び学芸員補（大卒5年以上）を置くこと。

(1) 展示は常設展はもとより、特別展なども行っていること。

(2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。

(3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。

(4) 資料について調査研究活動が行われていること。

(5) その他各種の教育活動が配慮されていること。

4. 運営

(1) 館園の設置規程、利用規則、職員組織、規程等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。

(2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。

(3) 館の運営が年間を通じて一般に公開さ

(14ページに続く)



第2展示室

関西大学博物館規程

制定 平成6年1月28日

(設置)

第1条 関西大学学則第65条の2の規定に基づき、関西大学に関西大学博物館（以下「博物館」という。）を置く。

(目的)

第2条 博物館は、考古学、歴史学、民俗学、美学・美術史、産業技術・技術史、自然科学等の資料並びに図書等（以下「資料等」という。）の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 博物館は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資料等の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 資料等の展示及び公開に関すること。
- (3) 調査研究活動に関すること。
- (4) 調査研究の発表及び出版に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会及び展示会の開催に関すること。
- (6) その他必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 博物館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 学芸員
- (3) 事務職員

2 学芸員は、専任職員をもって充てる。

(館長)

第5条 館長は、博物館を代表し、博物館の業務を統轄する。

- 2 館長は、学長の推薦により理事会が任命する。
- 3 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 館長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(学芸員)

第6条 学芸員は、博物館資料の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動その他これらに関連する業務を行う。

(運営委員会)

第7条 博物館の管理運営に必要な事項を審議

するため、博物館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 館長
- (2) 教学部長
- (3) 各学部及び大学院から選出された専任教育職員 各1名
- (4) 大学事務局長及び博物館事務長

2 委員会は、前項に規定する委員のほか、学識経験者若干名を加えることができる。学識経験者の委嘱は、学長が行う。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第9条 委員（館長を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第8条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する委員の任期は、その在任中とする。

3 第8条第1項第3号に規定する委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第10条 委員会に委員長を置き、館長が当たる。

2 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(委員会の審議事項)

第11条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 資料等の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 博物館の管理運営に関すること。
- (3) 調査研究活動に関すること。
- (4) 博物館実習に関すること。
- (5) 博物館の予算に関すること。
- (6) その他必要な事業に関すること。

(事務)

第12条 博物館に関する事務は、博物館事務室が行う。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、博物館の管理運営上必要な事項は、関西大学博物館規程細則において規定する。

附 則

関西大学博物館規程細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、関西大学博物館規程第13条の規定に基づき、同規程の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館日)

第2条 関西大学博物館（以下「博物館」という。）の開館日は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から7月20日までの月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日
- (2) 9月21日から12月20日までの月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日
- (3) 1月8日から3月20日までの月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日

(開館時間)

第3条 博物館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

(休館日)

第4条 博物館の休館日は、第2条に規定する開館日を除く日のほか、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 本大学記念日
- (3) その他本大学の定める休業日

2 館長は、必要があると認めた場合には、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館手続)

第5条 博物館に入館する者は、所定の手続をしなければならない。

2 館長は、博物館における教育及び研究活動に支障があると認めた場合には、入館を許可しないことがある。

(入館料)

第6条 博物館の入館料は、原則として無料とする。

(入館者の義務)

第7条 入館者は、施設、資料等を棄損し、又

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 関西大学考古学等資料室規程（昭和50年10月1日制定）は、廃止する。

制定 平成6年1月28日

は滅失したときには、直ちに館長に届け出てその指示に従わなければならない。

2 前項に規定する損害に対しては、入館者は損害賠償の義務を負わなければならない。ただし、事情によりこれを免除又は軽減することができる。

(資料等の利用)

第8条 博物館内において資料等の利用を希望する者は、利用許可申請書（様式第1号）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の利用許可申請書の提出があったときは、審査のうえ利用許可書（様式第2号）を交付する。ただし、重要文化財及びこれに準ずる資料については、博物館運営委員会（以下「委員会」という。）を開催し、その意見を聴いて決定しなければならない。

3 館長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。

4 第2項の規定による許可を受けた者は、資料等を棄損した場合は、損害賠償の義務を負わなければならない。

(資料等の貸出)

第9条 資料等の貸出を受けようとする者は、貸出許可申請書（様式第3号）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項に規定する貸出許可申請書の提出があったときは、審査のうえ貸出許可書（様式第4号）を交付する。ただし、重要文化財及びこれに準ずる資料については、委員会を開催し、その意見を聴いて決定しなければならない。

3 館長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。

4 第2項の規定による許可を受けた者は、貸出期間中の保管及び貸出に伴うすべての経費を負担する。また、別に定める所定の使用料を博物館に納入しなければならない。

- 5 貸出期間中に貸出品が棄損し、又は滅失した場合は、貸出を受けた者が損害賠償の義務を負わなければならない。

(資料等の貸出期間)

第10条 資料等の貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 重要文化財指定資料 1カ月以内
- (2) 重要美術品指定資料 2カ月以内
- (3) その他の資料 2カ月以内

(撮影等の許可)

- 第11条** 資料等の撮影、模写、模造等をしようとする者は、撮影等許可申請書(様式第5号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 館長は、前項の撮影等許可申請書の提出があったときは、審査のうえ撮影等許可書(様式第6号)を交付する。ただし、重要文化財及びこれに準ずる資料については、委員会を開催し、その意見を聴いて決定しなければならない。
- 3 館長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。
- 4 第2項の規定による許可を受けた者は、撮影等で、資料等を棄損した場合、損害賠償の義務を負わなければならない。また、別に定める所

定の使用料を博物館に納入しなければならない。
(資料等の借入)

第12条 館長は、資料等を借入れたときには、所有者に借用書(様式第7号)を交付する。
(受 贈)

第13条 資料等の受贈については、別に定める。
(寄 託)

第14条 資料等を寄託しようとする者は、その品目、点数、期間等を、寄託申込書(様式第8号)に記入のうえ、館長に提出するものとする。

2 館長は、前項の規定による寄託の申出があった場合は、委員会を開催し、受入れを決定したものについては意見を付し理事会に進達しなければならない。

3 館長は、資料等の寄託を受けたときは、寄託者に対して当該資料等の目録を交付するものとする。

4 寄託を受けた資料等については、万全の注意をもって保管しなければならない。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

様式(省略)

学芸職員10則

- 1 館の使命と目的を常によく理解しているか
- 2 事業を担当するに必要な学識と実力と情熱を常にもっているか
- 3 事業の発展と奉仕のために常に意を用いているか
- 4 専門的業務について常に調査し研究しているか
- 5 自己評価について常に留意しているか
- 6 専門職としての社会的地位と指導者としての立場を常に自覚しているか
- 7 教育的利用法と社会的要請について常に留意しているか
- 8 他施設の社会教育施設の調査研究と、その連携に常に留意しているか
- 9 学校教育との関連について常に協働しているか
- 10 博物館施設の現状と将来について常に留意しているか

11ページより続く

れていること。

- (4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

指定についての審査

申請書類について記載形式を大阪府文化財保

護課のご指導で完成することができ、1月31日仮申請を行なった。書類申請後約2週間の後、現地審査が行なわれた。その結果3月中旬に至り4月1日付をもって指定することが内定しましたと通知を受けた。以降の設立経過については次号へゆずる。 [角田芳昭]

第3回（平成4年度）考古学入門講座について 第4回（平成5年度）

平成4年11月7日（土）第3回考古学入門講座が開催され多数の受講者の参加があり盛会でした。考古学等資料室と事業局の主催のもとに、関西大学文化学術振興会が協賛され、出版課が協力して下さいました。13時30分より100周年記念会館において開講式が行われ、森本靖一郎事業局長の司会により開講され、網干善教資料室管理運営委員長の挨拶、文化学術振興会役員の紹介、その他資料室・事業局の紹介があり、約20分で終了しました。

初回は「日向の古墳」と題し、網干善教教授が講演された。受講者は332名の多数にのぼり熱心に聴講され、メモをとられている人も多く見かけました。第2回目は「出雲の古墳」と題し、専修大学土生田純之助教授の講演であり、第3回目は「吉備の古墳」と題し、岡山県倉敷市教育委員会文化課福本明学芸員の講演でした。第4回目は「美濃の古墳」と題し、宮内庁書陵部の徳田誠志氏が講演された。第5回は「上野の古墳」と題し、群馬県埋蔵文化財調査事業団専門員の右島和夫氏の講演でした。第2回以降平均250～300名の受講者が来学され、熱心に聴講され、2時間の講演時間もしばしば延長された。事業課で編集されたレジュメも5講座分74ページにわたり好評でした。

最終日に実施したアンケートにおける結果によると、

- ①男性60%、女性40%であり、年齢層は60代が30%と圧倒的に多かった。
- ②講座の開催について「大学の案内により参加した」が約60%弱であり、参加者の名簿の整理が必要であると感じた。
- ③講座内容について、「満足した」が56%であり講座のレベルについては、「大体理解できた」が65%であった。
- ④レジュメについては「満足した」が50%であった。
- ⑤参加費3,000円については「適当である」が90%であった。

第4回（平成5年度）考古学入門講座も、平

成4年度と同様のシステムで行われ、400余名の申込受講者がありました。講演題目については、次のとおりでありました。

第3回（平成4年度）演題

- 11月7日（土）「日向の古墳」
関西大学文学部教授 網干 善教氏
- 11月14日（土）「出雲の古墳」
専修大学文学部助教授 土生田 純之氏
- 11月21日（土）「吉備の古墳」
倉敷市教育委員会文化課学芸員 福本 明氏
- 11月28日（土）「美濃の古墳」
宮内庁書陵部 徳田 誠志氏
- 12月5日（土）「上野の古墳」
群馬県埋蔵文化財調査事業団専門員 右島 和夫氏

第4回（平成5年度）演題

- 11月6日（土）「大和の古墳」
関西大学文学部教授 網干 善教氏
- 11月13日（土）「山城の古墳」
京都文化博物館学芸員 南 博史氏
- 11月20日（土）「河内の古墳」
大阪府教育委員会文化財保護課 一瀬 和夫氏
- 11月27日（土）「和泉の古墳」
堺市博物館主任研究員 奥田 豊氏
- 12月4日（土）「摂津の古墳」
豊中市教育委員会社会教育課主任学芸員 柳本 照男氏

考古学入門講座も過去4回を実施し、受講者もほぼ定着し、運営もスムーズにいきました。これも事業局の全面的なご協力ご援助の賜であり、感謝する次第です。アンケートによると、毎年受講できることを楽しみにしている、継続して実施してほしいとの要望が多数ありました。私達もより充実した講座にしたいと考えていますので関係者の皆様のご指導ご協力を仰ぐものであります。なお平成6年度は「古墳出土の遺物」についての講演を計画しています。ご期待下さい。

資料貸出

資料室規程により次の資料貸出許可が行なわれた。

- ◎球状耳飾（国府遺跡出土）『日本人の起源』（教育社）掲載の為許可 平成5年4月1日
◎須恵器（楠見遺跡出土） 他21点
吹田市立博物館「海を渡ってきた陶人たち」展へ 平成5年9月

- ◎鐘形杏葉（藤岡市出土） 4点他2点
池田市立歴史民俗資料館「混沌の6世紀」展へ 平成5年9月
◎眉庇付冑及び桂甲一括（復元品）『考古の巨星—末永雅雄—』（文芸春秋社）掲載の為許可 平成6年1月

編集後記

第28号をお届け致します。今回の最大のニュースは「博物館」設立に関する記事です。昭和29年（1964）考古学等資料室が開室されて以来40年、「関西大学博物館」が設立されることになりました。昭和48年3月『考古学資料図鑑』が発行され、その沿革に次のように末永雅雄先生が書かれています。

関西大学では昭和25年4月より、文学部史学科に考古学講義の設置と併せて資料の収集をはじめ、やがて大学付属博物館建設を計画し、文献の図書館に対応する各種資料による教材の確保を促進したいと考え、私はまず考古学専攻の分野から学生の実地指導を基礎とする研究に立脚して資料の収集に着手した。

現在資料室に保有する大阪府柏原市玉手山古墳群中にあった、北玉山古墳出土の勾玉はじめ一括資料は、大学収蔵第1号である。その後各地の研究調査で教材となる考古学遺物の増加に努力をしたが、昭和28年に至り、もと毎日新聞社長本山彦一氏（号松蔭）収集の考古学・民俗学資料約10,000点を、私がかつてこの管理を委託されていた関係から、二世本山彦一氏の厚意によってその大部分を関西大学に寄せられたので、ここに一応わが大学の考古学資料室の整備を進めうる機運を得ることとなった。

本山松蔭翁は毎日新聞社の通信網によって収集されてあったので、日本以外の各地域における考古学・民俗学中心の広い分布圏による資料が集まったばかりではなく、本山氏自らも考古学徒を指揮、発掘した国府遺跡出土

の貴重な資料が多いので、本山コレクションは学界にも注目されている上に、神田孝平氏収集の多種類の石器がこれに加えられて、関西大学考古学資料は小規模ながら、その保有する学問的意義は学界の一角を堅持することとなった。いまこれらの資料中から若干数を撰択し、それぞれの解説を、かつて関西大学に学び引きつづいて研究に従事する学徒の専門に応じて担当させた。

この一冊は完璧とは自負し難いが、関西大学の考古学資料は、たんに考古学担当の教授・学生のための努力ではなく、全学協力による成果として今日あることを喜ぶとともに、私は解説の筆者諸君が、こうして成長し来った現状を見るにつけても、限りなき感激を抑えることができない。

同時にこれらの資料はやがて関西大学総合博物館建設の核心となって、大学の学問全体に役立つ日の近からんことを期して待つものである。

以上の如くちょうど40年後、本山コレクションを中心とした資料と、本学考古学研究室で発掘した資料及び購入資料を中心に博物館設立申請がされ、3月中旬4月1日付をもって博物館相当施設として指定することが内定しましたと通知を受けた。及ばずながらこの『阡陵』も博物館設立について若干の寄与はしたものであると思います。今後は博物館彙報としてより充実した誌面にしていきたいと考えております。関係者の皆様の一層のご指導ご協力の程よろしくお願い申し上げます。〔角田芳昭〕